

# 丹波国宮田荘における「本所違背」行為をめぐる

櫻井彦

はじめに

現在の兵庫県篠山市内を流れる宮田川流域に所在した丹波国宮田荘は、一世紀には摂関家領として成立していた<sup>(1)</sup>。この宮田荘と隣荘の東寺領大山荘との間では、平安期以降たびたび相論がおこっているが、そうしたなかで両者は、用水と山野用益を融通し合うという互助的関係を形成していった。しかし承久の乱後大山荘の地頭に中沢氏が補任されると、それまで築き上げてきた関係は崩壊し、新たな混乱が発生した<sup>(2)</sup>。そしてその混乱のなかで、宮田荘の荘官層に「号御家人」あるいは「御家人役所望」の人々が出現する。荘園領主の配下にあった荘官層が御家人身分を望むことは、近衛家側が「本所違背」として糾弾していることから明白なように、荘園領主にとっては容認しがたい行為であり、幕府も早くからこれを禁じていた<sup>(4)</sup>。しかし幕府が禁じ、荘園領主から専ら糾弾されたこうした行為は、宮田荘に限らず広く確認されている。

とくに若狭国太良荘の宮河乗連は、非御家人身分から御家人となった人物として早くから注目されてきた<sup>(5)</sup>。最近では御家人制をめぐる視点から、橋本

道範氏によって乗連が御家人化したシステムが追求され<sup>(6)</sup>、高橋典幸氏は乗連が勤仕した御家人役及び、乗連と国御家人集団との関係を明らかにされている<sup>(7)</sup>。こうした研究のなかで乗連がなぜ御家人となることを望んだかという動機については、彼が入手した御家人領を確保するために御家人身分が必要であった、という点で一致しているようである<sup>(8)</sup>。

しかし宮田荘の荘官層の場合、彼らが御家人領を確保していたと推測される痕跡は確認できない。また彼らが「号御家人」する以前に、御家人であることの正当性を主張し得る根拠を準備した、というような周到な動きもみられない。それではなぜ、宮田荘の荘官らは御家人であると称し、あるいは御家人役の勤仕を望んだのであろうか。本稿では、彼らが御家人身分を望むにいたった経緯を明らかにし、一四世紀初頭に突然御家人化を志向するようになった意義について考察したい。

## 一、御家人化を志向した人々

宮田荘において御家人身分を望んだ荘官は、史料上三人あらわれている。しかしこのうち二人は同時期に御家人役を所望しているので、宮田荘で荘官

が御家人身分であることを主張、あるいは御家人役を勤めることを望むという行為は、二度発生したといえる。それは以下に示す二点の史料によって確認できる。

【史料一】<sup>(9)</sup>

〔通案也、生西盗犯已下、根幹事、御家人虚名事〕

「訴状案、御家人虚名事、」

丹波国宮田庄雜掌円道謹言上、

欲早仰御使、且付在所且懸扶持人、召出交名

人等糺返贓物、被定罪名、当庄民生西法師依強

盜放火、先犯逐電經年月後、企乱入構城柳、奪取

御年貢、俄号御家人致敵対間、於五番御手被経御

沙汰、任法可召進由、被成下御下知刻、依掠申子細、雖

被閣御沙汰、恐自科乍逃散、相語所々悪党等、又

以打入庄内木乃部村富祐百姓等住宅、盜取錢貨・

絹布已下資財条、生口等白状明白上、断罪更不可

廻踵子細事、

副進

一通 前守護代親氏状案、可召渡生西号性替由事、

一通 当国押領使小郎左衛門尉成貞状案、子細同前、河一

一通 御下知案、雖有數通自余略之、

四通 生口藤二郎・安二郎以下白状、

一通 同与党人等交名并在所注文、

一通 贓物注文、

右当庄者、本所一円御進止之地、生西則住民也、爰去

正安三年三月六日、打入栗柄村奥大夫男之住宅、致

夜討強盜搜取資財物之条、忽露頭之間、可召渡之由親

氏相触之刻、生西先立逐電之上不知行方之処、經年

月之後、去年八月比企乱入、構城柳籠置所々之悪党

等、奪取御年貢追捕民屋及敵対之間、就被経御

奏聞、被成下 院宣畢、仍於五番御手為松田八郎左衛門

尉奉行、被逢御沙汰之日、雖号御家人之由依無所見、任法可

召進之由被仰下之処、差違而於 公家依掠申子細、被

閣其御沙汰之間、又以号御家人、去三日<sup>卯刻</sup>、打入庄内

富祐百姓種次・枝包等之住宅、盜取錢貨・小袖及諸方

質物等逃散之刻、所召取彼与党草山藤二郎・細見

守真・春日部弥三郎等也、凡度々所犯之次第白状等

明白之間、不及委細言上、所詮於御家人之虚名者、先御

沙汰之時被弃捐之処、猶以仮武威、剩致盜犯已下狼

籍上者、早仰御使、且懸扶持人且付在所、召出生西

父子已下交名人等、被糺返贓物、至其身者一々欲被

断罪矣、仍粗言上如件、

嘉元三年十一月 日

【史料二】<sup>(10)</sup>

近衛殿御領丹波国宮田庄雜掌良有重言上、

欲早任傍例、被逢御使稅所左衛門入道道榮  
物部豐前弥二郎成家 請文、於御沙汰以違背、篇

蒙御成敗、停止御家人役所望、当庄下司三郎左衛門入道寂仏・公文  
次郎左衛門入道観円等間事、

副進

一通 本解状案、

正和五年五月廿三日

六通 御教書案、

仰御使〔税所左衛門入道々案  
物部豊前弥二郎成案〕

被成下之、

二通 御使道案請文、

右当庄者、往古本所一円御進止之御家領也、仍下司・公文而職共以

御成敗勿論之次第、勒于本解状言上畢、而下司寂仏・公文観円挿  
本所違背之所存、為非職之身、動望御家人役之間就訴申、正和元

年以来、雖被成下四箇度御教書無音之刻、今年五月廿三日仰御使

〔税所左衛門入道案  
物部豊前弥二郎成案〕重被成御教書之処、猶以恐自科令難波之間、其子細

而御使勒于請文令言上之上者、云難波之咎云本所違背之造意、罪

責難遁者哉、然者被経嚴密御沙汰、向後為被停止御家人役之所望、

粗重言上如件、

正和五年十月 日

史料一において、宮田莊の「庄民生西法師」<sup>(11)</sup>が嘉元二年(二三〇)に「号御  
家人」<sup>(12)</sup>しており、史料二では正和元年(二三三)以前から「下司寂仏・公文観  
円」が御家人役を所望している。しかし結局生西の主張は退けられ、観円ら  
は御家人役所望自体が守護からの催促によるもので止むを得なかった、と弁  
明している。この弁明が正しいものであったかどうかはともかく、彼らが御  
家人身分を望んだ、あるいは望んだと認知された時間的ポイントは史料一・  
二から明らかになった。そこで本節では、当時宮田莊がおかれていた状況を

確認し、荘官らの行動の背景を明らかにしておきたい。

まず史料一を確認したい。この史料によれば生西は、正安三年(三〇二)三  
月六日に宮田莊内栗柄村の「奥大夫男之住宅」に打ち入り、夜討強盗などを  
行った上逐電してしまった。そして嘉元二年の八月頃再びあらわれ、城郭を  
構えて悪党たちを籠め置き、年貢を奪取するなどの敵対行動に出た。そのた  
め幕府に訴えたところ、「号御家人」したのであった。この生西の主張には  
根拠がなかったため退けられたが、今度は公家の評定の場に訴えて子細を  
申したため生西の処分はさしおかれ、彼は再び御家人であることを主張した  
のであった。そして一月三日には荘内の豊かな百姓の住宅に打ち入り、銭  
貨などを盗み取ったのである。

史料一だけを参考にした範囲では、生西は自らの悪党行動に関する訴訟を  
有利に導くため、「号御家人」という行為に走ったように伺われる。しかし  
生西の悪党行動の背景には、宮田莊領主近衛家と大山莊地頭中沢氏との間に  
横たわる、用水と山野用益をめぐる互助的關係の崩壊という状況<sup>(13)</sup>が存在した。  
なかでも生西が最初に悪党行動を顕在化させた正安三年は、中沢氏が山野用  
益権をめぐる引き起こした、宮田莊木乃部村代官西善殺害事件<sup>(14)</sup>に関する  
訴訟で、近衛家側が敗訴した翌年に当たっていることはとくに注目されよう。  
とはいえ、いかなる状況が存在するとしても、生西の行為が近衛家との訴  
訟を有利に運ばんとする意図から出たものであることは、ある一面では否定  
できない。なぜなら「号御家人」した時点で生西は、すでに「前公文」<sup>(15)</sup>であ  
り、莊園領主にとってはもはや配下の人物ではなく、むしろ敵対行為があっ  
たために公文職を改替された人物と推測されるからである。

しかし正和元年ごろから御家人役を所望したとされる寂仏と観円は、現役

の荘官であった。そして下司寂仏は、生西が展開した悪党事件の渦中にあつた人物だったのである。すなわち、嘉元四年(二三〇)五月二十九日の雑掌注進<sup>(16)</sup>状によれば、

今月二日夜、生西已下悪党等、当庄宮田

庄預所政所并下司寂仏已下輩家々致

強盜、令殺害同庄八郎兵衛尉之女子并妻女

手負同五日死去也彦三郎・牛太郎<sup>国松二郎左衛門尉</sup>以上四人、

盜取若干資財、焼払政所并寂仏・八郎兵衛

尉・国助・蓮道<sup>三郎馬允</sup>・道密<sup>下司</sup>・犬太郎・

中七・弥六<sup>二郎左衛門尉</sup>・源内・小佐々尼・顯智法師

住宅以十二所<sup>下</sup>但願<sup>册案</sup>候畢、且彼強盜人等趁

□□□處、逃入傍庄大山庄之刻流血候、

人皆存知事候哉、此条偽申候者、

日本国中大小神祇冥道罰可蒙候、以

此旨可有御披露候、恐惶謹言、

嘉元四年五月廿九日 法橋良嚴<sup>判</sup>

進上 新田六郎殿

とあり、寂仏は生西の攻撃目標になっていたのである。また「国松二郎左衛門尉」とみえる人物は、やはり生西が押し入った「宮田しやうまんところく<sup>(17)</sup>にまつ二郎さゑもん」のことである。のちに触れるように、当荘では公文職が地頭職と同等の権限を有し、検注を實踐する主体と認識されていたこと<sup>(18)</sup>

を考えれば、公文観円は在荘する荘官として最有力者であつたとみてよいだろう。とするならば、確証はないものの国松二郎左衛門と次郎左衛門入道観円が同一人物であつた可能性は高いといえるのではないか。<sup>(19)</sup>以上のことから、少なくとも嘉元四年段階では寂仏と観円は荘官としての職務を全うしており、それ故に生西の悪党行動の対象となつたと考えられる。

ところが史料二によれば、こうした寂仏・観円が正和元年ごろから御家人役を所望しはじめたというのである。正和五年になされた近衛家のこの訴えに対し、寂仏・観円が召符に背いたことを理由に、翌文保元年(三三七)<sup>(20)</sup>幕府から近衛家勝訴の裁許が下つた。そこで観円は起請文を提出し、以後近衛家への背信行為を慎むことを約束している。<sup>(21)</sup>なお近衛家文書には、文保二年三月一四日付の公文職安堵状案<sup>(22)</sup>と同年三月二四日付けの下司職安堵状案<sup>(23)</sup>が残されており、両文書の内容はほぼ同文である。この二通の安堵状案は宛名を欠くが、「悔先非而歎申問」とあることなどから寂仏も観円同様起請文を提出し、両者ともに荘官として再任されたものと思われる。

ところで観円は起請文のなかで、近衛家が「御家人役所望」と判断した観円らの行為は、守護から催促されたために勤仕した武家役であつたと弁明していた。しかし実際のところは、幕府からの召しに応じられなかった(自己の正当性が主張できなかつた)ことなどから推測して、観円らが所望した結果の武家役勤仕であつただろう。それでは彼らがこうした行動をとりはじめたとされる正和元年頃とは、どのような時期であつたのか。

実はこのころ、生西らの悪党行動は沈静化していたのである。生西らが悪党行動をとることになる原因が、大山荘との互助的関係の崩壊にあつたこと<sup>(24)</sup>を踏まえれば、この沈静期間はその関係が回復する可能性を秘めた時期だつ

たはずであり、まさに徳治二年(二三六)、宮田荘と東寺との間で用水問題に  
関する契約が成立していたのであった。<sup>(25)</sup>しかしこの用水問題を井料田によっ  
て解決しようとする契約は、宮田荘の山野用益をめぐる問題の解決にはなら  
なかったのである。

しかも永仁三年(二三五)に東寺との間で下地中分を実現し、<sup>(26)</sup>宮田荘との用  
水をめぐる関係から解放された地頭中沢氏は、正和四年一月、宮田荘木乃  
部村の住人加治大夫安貞を路次において召し捕り、<sup>(27)</sup>銭二〇〇貫文などを脅し  
取るといった狼藉を働いた。<sup>(27)</sup>現在知り得る当時の中沢氏による狼藉は安貞召  
し捕り事件のみだが、大山荘内での下地中分成立以降宮田荘は、当荘との関  
係が希薄になった中沢氏の狼藉行為に直面していたとみてよいだろう。<sup>(28)</sup>寂  
仏・観田が御家人役を所望したのは、生西の暴力行為の対象から一時開放さ  
れたものの、荘内の重要な関心事であった大山荘との互助的関係の回復は果  
たされず、一方で隣荘大山荘地頭中沢氏の干渉は継続されている、という時  
期だったのである。

## 二、近衛家の宮田荘支配

以上のように、宮田荘の荘官らが御家人身分を望んだ背景には、大山荘地  
頭中沢氏の存在が無視できないことが明らかになった。しかしその一方で、  
荘官らを保護・指導するべき近衛家の宮田荘支配の姿は、あまり明確には現  
れてこない。そこで次に田中・石田祐一・小塩康眞各氏の先行研究によって  
明らかにされてきた、近衛家による宮田荘の支配形態について確認しておき  
たい。

宮田荘に関する早い史料としては、建長五年(二三五)の「近衛家所領目  
録」<sup>(32)</sup>がよく知られており、そのなかで当荘は「莊務本所進退所々」に分類さ  
れ、「長範」が知行していたとされている。この長範は「尊卑分脈」に進藤  
氏として見えており、宮田荘の預所は一四世紀初頭まで長範の子孫が勤めて  
いたことも確認されている。また長範は先の目録で越前国鮎河荘の知行者と  
もされている。実は進藤氏は、正安二年(三三〇)以前に殿下渡領である同国  
方上荘下司職も有しており、長範の祖先成道は「方上四郎大夫」と称してい  
た。おそらく長範も、方上荘に何らかの権益を有していたものと思われ、進  
藤氏は早くからこの地域に拠点を持った一族であったために、鮎河荘の知行  
者にも任じられたのであろう。進藤氏はこうした所領をめぐるつながりによ  
って、平安期以降近世に至るまで近衛家の家人となっていたのである。

ところで、この建長五年の目録には一六〇余カ所の近衛家領が記載されて  
おり、近衛家の所領支配に関する基礎的な史料となっている。とくに「莊務  
本所進退所々」に区分された六一カ所は、「莊園領主としての近衛家の家産  
経済を支える最も骨格となった所領群」と評価されている。<sup>(33)</sup>しかし近衛家に  
よる所領支配の先行研究については、その伝領過程や戦国期における所領支  
配に関するものが大勢を占めており、鎌倉期における近衛家の所領支配に関  
わる研究は少ない。<sup>(34)</sup>ここで鎌倉期の近衛家による所領支配を再検討する余裕  
はないが、本稿の主題である宮田荘に関わって、「莊務本所進退所々」に区  
分された近衛家領の支配について若干検討したい。

「莊務本所進退所々」とされた六一カ所に及ぶ所領の記載で、近衛家の現  
地支配に関わるものとして注目されるのは、各所領名後に記載されている人  
名であろう。<sup>(35)</sup>先にも触れたようにこれらの人々は、知行者として近衛家が任

命した人物達であったと考えられている。それではなぜ、彼らはそれぞれの所領の知行を任されたのだろうか。残念ながら個々の知行者については、近衛家の家人であっただろうと推測されるのみで、多くの場合は出自などについても不明である。しかし目録中には、複数の知行地を任されたものが二名存在する。彼らが全て同一人物であるという確証はないが、目録の性格上、同名異人を同一表記するとは考えにくいことから、同名の人物は全て同一人物であると、本稿では捕らえておく。

このように考えた場合、もし彼らの知行地に地域的な共通性や、荘園群の編成の面から一貫性を見出すことができれば、近衛家による知行者任命の根拠の一端が明らかになると思われるのだが、残念ながらそのような法則性は確認できなかった(表一参照)。もとよりこの点は、知行者の詳細が明らかでないことが大きな障害となっており、すこしでも動向が把握できる知行者について検討すれば、近衛家の知行者任命の根拠が見えてくる可能性があるであろう。そこで、近江国穴太荘と山城国調子荘の知行者として見えている「武茂」に注目したい。

この「武茂」は、知行を命じられた一荘調子荘を本拠とする下毛野氏であり、彼らは後に調子氏を称するようになったことが知られている。目録では調子荘の左肩に、荘園群名ではなく「普賢寺殿時武守寄進」と記載されており、普賢寺殿(＝藤原基通)時代に当地の有力者であった下毛野武守から摂関家に寄進されたことがわかる。ちなみにこの武守は、武茂の父に当たる人物である。

下毛野氏は、九世紀後半以降近衛府の官人としての地位を確保したとされ、その後貴族の身辺警護という職務上、摂関家との結びつきを深めていった。

表 1

国	荘名等	荘園群	知行者( )内推定を含む
近江	穴太庄	京極殿	(下毛野)武茂
山城	調子庄		(下毛野)武茂
攝津	六瀬	高陽院	(宮内卿源)資平卿
播磨	禰原庄	京極殿	(宮内卿源)資平
美濃	蜂屋太田		(宮内卿源)資平卿
近江	田上輪工		康長
播磨	坂越庄	京極殿	康長
近江	御品田	篤子中宮	行長
但馬	伊良庄	高陽院	行長
山城	石垣	冷泉宮	行長・康重法師
豊前	伊方伊賀利		康重法師
尾張	富田庄	京極殿	行有
和泉	信達庄	高陽院	行有
摂津	榎並上東方	京極殿	行有法師
信濃	郡戸庄	高陽院	時基
筑後	三池庄	高陽院	時基朝臣
越前	阿努庄	高陽院	春日局
近江	信楽庄	高陽院	春日局
丹波	保津筏師		春日局
越前	鮎河庄	高陽院	(進藤)長範
丹波	宮田庄	高陽院	(進藤)長範
近江	長曾祢	京極殿	盛長法師
摂津	仲牧	京極殿	盛長法師
美濃	仲村庄	高陽院	盛長法師
隠岐	知布利	高陽院	(藤原)顕氏
備前	直嶋		(藤原)顕氏
豊前	豊前吉田	高陽院	(藤原)顕氏
出雲	吉田庄	冷泉宮	(藤原)宗成
摂津	放出	京極殿	(藤原)宗成

一一世紀にはいると院の隨身を勤めるものもあらわれたが、一二世紀後半にはその勢力は秦氏に凌駕されるようになる。そうしたなかで摂関家、とくに近衛家との結びつきによって勢力を保持したのが、武守一武茂の一族であった。調子荘がなぜ近衛家に寄進されたのかについて詳細は不明だが、以上のような状況から推測するに、近衛家と一層緊密な関係を作り出そうとする、下毛野氏側からの要請による寄進であったと思われる。

一方、近江国穴太荘はいかなる荘園だったのだろうか。当地は康平五年(1063)には摂関家領「穴太御園」として見え、<sup>37)</sup>正治二年(1120)には「穴太御庄」と見えていること<sup>38)</sup>から、平安末期には摂関家の影響下にあり、鎌倉初期にはすでに摂関家領荘園として組み込まれていたと見られる。しかしこ

の間、当荘と下毛野氏との関係は確認できず、建長五年の段階にいたって、はじめて穴太荘の知行者として武茂の名が現れる。

下毛野氏の系図<sup>(39)</sup>によれば、「散所」の管理者を務めていた人物がしばしば見えており、武茂も淀右方散所や摂津国草刈散所も知行していたことが分かっている<sup>(41)</sup>。やや時代は異なるが、穴太荘にも散所が存在したとされ、これらの知行地から武茂は、散所人と散所領を管理する存在であったと推定されており興味深い。武茂の存在がこうしたものであったとすれば、彼は武守の所領寄進を背景に、その一族的な職掌を生かす形で近衛家領各地の知行者に任命された、と見なし得るのではないだろうか。

さて、このような視点から宮田荘における進藤氏の存在を確認してみれば、長範は宮田荘の他に越前国鮎河荘を知行していた。また先にも触れたように、進藤氏は平安期以降鎌倉後期に至るまで、越前国上方荘に影響力を有していたと思われる、当地が進藤氏の根拠地であったと考えられる。この上方荘は延長五年(二五三)<sup>(42)</sup>にはすでに立荘され、嘉保元年(二五五)には殿下渡領としてみえている。進藤氏と摂関家とのつながりについては、「兵範記」の仁平三年(二五三)三月一日条に見える「諸大夫馬允為範」が長範の曾祖父、「上方四郎大夫」と称した成道の孫に当たると思われる<sup>(44)</sup>。成道の存在を考慮すれば、進藤氏と摂関家との関係は一一世紀程度まではさかのぼれようが、いずれにしろ両者が所領を媒介として結びついていたことは間違いないであろう。

進藤氏には下毛野氏のように、明確な一族的職掌が確認できないため、彼らが宮田・鮎河両荘の知行を命じられた根拠は明らかではない。ただし進藤氏も、下毛野氏同様本拠地との関係で摂関家と結びついていたことから、彼らの方上荘における在地有力者としての側面が、宮田・鮎河両荘の知行者と

して任命された要因の一つであったとみられる。言い換えれば、進藤氏には宮田荘を知行するための在地的な背景は存在しなかったわけであり、彼らにとっての宮田荘支配は手探りの部分が多かったであろう。

こうした、在地との関係が緊密であったとはいえない預所進藤氏の支配を助けたのが、在地荘官層であった。宮田荘における在地荘官の位置を知る上で、最も参考になるのが以下の史料<sup>(45)</sup>である。

(堀原書)  
「鎌倉殿御下知状案 宮田御庄新公文停止事」

可令早停止 (近衛基通) 下御領丹波国

宮田庄新補公文職事、

右如庄解者、公文職者信家為重代相伝所職

之間、無可競望之輩、雖有御庄官之号、為廷弱之

田夫全無其咎、爰石川六郎先使申云、給公文職

御下文者、是地頭也、先計在家可見知田地之由

令張行、凡先使祗候雜事、猶以不可勝計、何況於

正員哉云々<sup>(略)</sup>者、非可新補彼職、所停止也、任旧

可為領家御進止之状、依仰下知如件、

貞応二年九月十三日

(北条義時)  
前陸奥守平 在判

これは承久の乱(二三三)後、石川六郎が宮田荘の新たな公文に任命されることになった際、前任者の信家という人物の不服申し立てを認める内容の関東下知状である。この時信家は、公文職が重代相伝のものであるとし、彼自

身は「庭弱之田夫」と称している。少なくとも鎌倉時代前期までの当職は、在地有力者である一族に相伝されてきた所職であったといえるだろう。そして石川六郎側の言動から、同荘内ではこの公文職が検注の実施を判断する主体であったことも判明する。宮田荘の公文職は、在地において絶大な権限を有していたのであった。

またこの公文職の任命権を、「任旧可為領家御進止」とあるように近衛家が有していたことは当然であろう。しかし一方で、現地におけるこうした権限を有する所職を、在地有力者の一族が相伝し続けていたことは、宮田荘における荘園領主近衛家及び預所進藤氏の権限が脆弱であったことを浮き彫りにしている。そしてこの脆弱性こそが、一度は「号御家人」とするといった行為によって本所に違背した人物達を、公文・下司両職に再任せざるを得ないことの原因だったのである。近衛家による宮田荘支配は、専ら在地荘官主導であったといえよう。

### 三、中沢氏の対応

さて、このような宮田荘にたびたび濫妨を加えたのが大山荘地頭中沢氏であった。中沢氏による宮田荘への干渉を巡る相論で特徴的な点は、彼らが相論の場で宮田荘内における権利の正当性を一切主張しないという点であろう。隣荘に乱入すれば相論に発展するのは必定であり、その場合摂関家は決して与みしやすい相手ではなかっただろう。少なくとも在地有力者はそのような信じていたはずであり、下毛野氏の調子荘寄進などは、このような関係に基づいて寄進された荘園の好例といえる。中沢氏が宮田荘内での正当な権利を

有さなかった場合、常識的には彼らが相論に勝利する可能性は低い。しかし実際には彼らは勝利している。彼らが勝利するために講じた方法とは、どのようなものであったのだろうか。建治二年（三三）に発生した、宮田荘木乃部村代官西善殺害事件の相論経過から考察したい。

宮田荘の主張によれば「建治二年二月一二日の夜、大山荘との境に位置する木乃部村に、大山荘地頭中沢基員が大勢を率いて乱入し古木を荊ろうとした。これに驚いた住人等は彼らの行動を制止し、同村代官源三郎入道西善の主従が駆けつけて詳細を尋ねようとしたところ、基員等は大勢でこれを取り囲み殺害してしまった<sup>(46)</sup>」というのである。これに対して中沢氏は、「同日の夜半には大山荘に強盗人が打ち入ったが住人等が応戦し、負傷者を出しながらもこれを退散させた。この強盗人は宮田荘へ逃げ込んだと聞いており、基員は強盗人が退散したというので現地には赴かなかつた<sup>(47)</sup>と主張している。近衛家には基員が事件発生直後、この事件を報告するために書いたという丹波国守護代捧田内兵衛入道充ての書状の案文<sup>(48)</sup>と、守護代が宮田荘の預所に事実を確認している書状の案文<sup>(49)</sup>、さらには守護北条時国から守護代にこの相論を鎮めるように命じた御教書の案文<sup>(50)</sup>が残されている。

西善殺害事件について両者の主張は全く一致しないが、事件発生直後に作製されたという三通の文書が偽りのないものであれば、中沢氏の主張には有力な証拠となつたはずである。しかし訴訟が進むうちに、中沢氏は守護代に宮田荘との和与が成立するように仲介を頼んだのであつた<sup>(51)</sup>。中沢氏がこの段階で和与を望んだ背景には、宮田・大山両荘間に存在した互助的關係があつたものと思われる。大山荘には宮田荘からの用水の供給を得なければ耕作不能な地域が存在したが、この事件以後用水の供給は途絶えていたのである。



中沢氏が和与を望んだのが四月であったことは、まさに「農中」の時期がはじまるとされる五月を迎えるに当たって、用水が不可欠であったからに違いない。<sup>(52)</sup>このような事情から弘安二年（三三三）和与は成立し、両荘間の互助的關係も復活したのであった。

ところが永仁元年（三三三）になって、西善殺害事件は再燃する。宮田荘の訴えによれば、中沢氏の懇望により成立したはずの和与であったが、その後も中沢氏の「条々煩」は停止せず、再度訴訟に及んだというのである。<sup>(53)</sup>これに対し中沢氏は、そもそも西善殺害事件そのものが「無跡形之不実」であり、<sup>(54)</sup>中沢氏が和与を望んだということも事実ではない、と反論したのであった。<sup>(54)</sup>中沢氏にとって捧田内氏は、丹波国の守護であり六波羅南方探題であった、北条時国につながる有力な後ろ盾だったはずである。この後ろ盾を否定する中沢氏の主張は、何を意味するのだろうか。

実は弘安二年から永仁元年の間に、丹波国を本拠地とする御家人中沢氏にとっては重大な事件が起きていた。それは弘安七年に発生した、北条時国の失脚事件<sup>(55)</sup>であった。この事件によって、丹波国守護職を世襲してきた時国の一流佐介家は没落し、丹波国の守護職は六波羅探題南方が兼務することになったのである。<sup>(56)</sup>こうした事情から、中沢氏は時国の代官であった捧田内氏との関係を嫌ったものと思われる。しかし弘安段階の訴訟における後ろ盾を失い、そうした関係の存在すら自ら否定してしまった中沢氏は、再燃した訴訟にどのように対処したのであるか。次に、永仁元年以降の訴訟経過を確認したい。

この訴訟については紆余曲折があるが、<sup>(57)</sup>まず宮田荘の最終的な主張を列挙しておく。<sup>(58)</sup>①本来的な訴訟である西善殺害事件については、もし基員が主張

するように強盗人が乱入したのであれば、捧田内氏の指示に従って、この狼藉を鎮めるため領内の住人に周知するべきであったのに、これをしなかったのはなぜか。それは基員が西善殺害を隠すため、偽りの主張をしているからである。②手負いの強盗が宮田荘に逃げ込んだと自ら称していることは、現場にいなかったという主張と矛盾しており、西善殺害を自供している事にならない。③基員の、現場には行かなかったという主張は、現場が宮田荘内であるために主張している他愛もない偽りである。④もし本場に強盗が打ち入り、郎中たちに負傷者も出たのであれば、「悪党禁法」の最中であるこの時期、たとえ他領であっても馳向かうべきであるのにそれをしないのは、弓箭の道を忘れた行為といえるのではないか。⑤そもそも基員の郎中たちは殺害・闘争を常とする人々であり、公家や武家の威光を恐れるようなものたちではない。⑥基員は、自らが和与を願ったという書状が「謀書」であると主張するが、本来の西善殺害事件について争っている以上、基員が和与を願ったかどうかは問題ではない。それにもかかわらず「謀書」を主張するのは、基員の窮余の策という他はない。和与が事実であったことは、その他の文書や和与の際の奉行であった和田快顕、当事者である捧田内宗経に尋ねれば明らかになることである。

客観的に判断すれば、宮田荘側の主張は妥当であるように思われる。しかし基員は宮田荘の唯一の弱点をつき、それ以外の点については一切争おうとしなかった。その弱点とは、宮田荘側が証拠書類の正文を所有しないという点である。まず基員は、宮田荘側が和与成立に関する正文を持たないと認め<sup>(60)</sup>たことを理由に、基員の懇望状は「謀書」であると主張したのだった。そしてこの訴訟を通じて、六波羅探題においても不可解な事態が続いた。すなわ

ち、当初この相論の奉行であった齋藤基任は宮田荘からの二問状を紛失し、さらにその後任の奉行となった佐藤長清は、再度作製された二問状を紛失してしまったのである。<sup>(62)</sup>公正な裁許が下されるべき六波羅探題の評定場において発生したこの事態は、正常なものとはいえないであろう。

この「不可解な事態」は、雑掌円詮の申状によれば以下のように推移したらしい。宮田荘からの最初の申状は永仁元年一月に提出され、二度目の申状は同四年一二月に奉行である齋藤基任に提出した。しかしこれを紛失してしまったというので、同六年六月に奉行となった佐藤長清へ新たに作製した二問状（以下「六月申状」）を再度提出した。ところが基員は、同年五月に雑掌から三度目の申状（以下「五月申状」）が提出されたと主張している。

この点については、文書の有無を確認すれば明らかかな偽りであることがただちに判明するはずだったが、長清は基員が主張する「五月申状」も宮田荘が再提出した「六月申状」も紛失してしまったのであった。

こうした状況が事実であるならば、円詮が主張するように「基任并長清、与基員同心私曲之、令炳焉者欵」と見なされてもやむを得ないであろう。永仁六年七月の段階で基員は、宮田荘の「三問状」は二問状の内容と大きな差はなく、これは宮田荘側が基員側の陳状に対する明確な反論の材料を持たないからだ、と主張しているが、この主張は円詮も強調しているように、基員が「六月申状」を三問状と位置づけ、裁許の場で自らの優勢を印象づけようとしたものと思われる。しかし基員が、何らかの手違いから「六月申状」を五月に提出されたと誤認したため、宮田荘側からの反論の余地を残してしまいい、その結果奉行の許で紛失してしまったこととしたのであろう。この評定には基員のために、二重三重の「仕掛け」が用意されていたのである。

そして六波羅探題のなかにあつて、基員のためにこうした仕掛けを準備したと思われるのが奉行人である齋藤基任だった。この基任は基員の子息直基の烏帽子親であり、基任の父親意（基永）もまた、基員の烏帽子親であったのである。すなわち基任と基員とは、兄弟関係にあつたことになる。さらに「三問状事件」を担当することになった奉行は、基任の叔父齋藤唯浄であつた。こうした密接な関係を持つ人々が六波羅探題の奉行であつたことは、基員にとって非常に有利な状況であり、実際に裁許の場において相当強引な手段によって基員の立場は守られていたといつて良い。しかしこうした有利な環境は、たまたま出現したものだったのだろうか。

実は齋藤唯浄の親類齋藤助高は、越前国方上荘において、同荘の下司職を有していた宮田荘預所進藤氏と相論を展開しており、この時助高は罪科に処せられたという。そして「尊卑分脈」によれば進藤氏と齋藤氏は、越前齋藤氏のなかでも正田齋藤氏に属する一族であつた。すでに見たように、進藤氏は方上荘との関係から平安期には摂関家と密接な関係を有していたわけだが、齋藤氏はどうであつただろうか。明確な史料は残されていないが、森幸夫氏は建治元年（三三）五月日の六条八幡宮造管注文に越前国の御家人として見える「勘解由左右衛門大夫跡」を、齋藤基成もしくは基高に充てられている。<sup>(66)</sup>基成は親意の祖父、基高は父であり、これに従えば親意の父祖の代頃までは越前国内を中心に活動していたということになる。一方で親意が建長六年（二五）には在京したことを考え合わせれば、齋藤氏が活動の中心を京都に移したのは一三世紀中頃と考えて良いだろう。<sup>(68)</sup>つまり一三世紀後半という時期は、齋藤氏にとって京都進出の足場を固める時期であつたといえるのである。

そのような時期に、畿内の御家人から烏帽子親の関係を求められれば拒否する理由は見あたらない。一方の中沢氏にとっても、斎藤氏は頼るべき六波羅奉行人としては理想的であったに違いない。なぜなら斎藤氏は、対立する宮田荘の預所進藤氏とは同族であり、本拠地の越前国内では相論の当事者となった過去もあったからである。斎藤氏がさほどさかのぼらない時期まで越前国を本拠とし、進藤氏もまた同様に越前国内に権利を有し続けていたことを考えれば、なお互いの利害関係が対立していた可能性もあろう。斎藤氏が過剰と思われるほど基員の訴訟に肩入れしたのは、こうした背景があったからではなかったか。そしてこの時の訴訟は基任等の「仕掛け」が功を奏し、基員の勝訴に終わったのであった。<sup>(69)</sup>

この判決結果については近衛家としても受け入れがたかったであろうが、その後の経過については不明である。しかし正和四年(三三三)には、中沢氏側によって一層露骨な形で宮田荘への濫妨が実践されている。すなわち宮田荘住人加治安貞は、直基等によって直基の下人住屋に押し籠められ、「可沙汰米百石之由、責取請文、至錢貨二百貫文者、忽令責運」<sup>(70)</sup>られたのであった。これが事実ならば、明らかな犯罪である。

しかし中沢氏らはこの時すでに、武家社会において基員・直基父子の縁者を飛躍的に増加させていたのである(表二参照)<sup>(71)</sup>。その結果裁許の場では、「大袋事件」の主謀者として訴えられた直基が、事件当日在京していたことを「六波羅評定衆公人数輩」が証言したのであった。このような、六波羅探題内部に縁者をつくって訴訟を有利に導こうとする手法は、「西善殺害事件」をめぐる相論の時と変わらない。おそらく先の経験から、中沢氏は積極的に「縁」を形成していったのであろう。

表 2

人名	人的関係	備考
中基員	斎藤基永烏帽子子	大山荘地頭
中沢直基	基員子	
中斎藤基任	基永子・直基烏帽子親	六波羅奉行人
本覚	基任師匠	
宗像氏	基任舎弟	六波羅奉行人
常陸前司	津戸兵部丞烏帽子親	
津戸兵部丞	直基小舅	六波羅奉行人
飯尾兵衛大夫	組四郎伯母	六波羅奉行人
組四郎	直基従父兄弟	
雅楽左近将監	組四郎従父兄弟	六波羅奉行人
斎藤唯浄	基任伯父	六波羅奉行人

おわりに

中沢氏は、弘安年間初期までは丹波国守護の勢力下にあつて権利を保持・伸張しようとしたが、政治的な転換期(具体的には弘安七年)以後、六波羅奉行人を中心とした武家社会内部における「縁」を積極的に形成することにより、評定の場における自らの立場を安定的なものにしていったと考えられる。そしてそのような人的な関係を背景として、大山荘周辺の權益拡大をめざしたのであった。この彼らの手法は、少なくとも宮田荘との間で発生した訴訟に関しては、奏功したと言えるのである。

以上、宮田荘における二件の「本所違背」行為の背景について検討してきた。最後にこれまでの検討を整理しつつ、当荘で発生した「号御家人」という「本所違背」行為の意義について考察し、結びとしたい。

まず、一件目の違背行為が発生したのは嘉元二年(三三三)であった。ただしこのときの行為は、宮田・大山両荘間に成立していた互助的関係の復活を目指して展開された、「前公文」生西による悪党行動の一環として位置づけられる。しかし正和元年(三三三)以前から発生していたとされる二件目の場合は、悪党生西と対決した現職の下司寂仏と公文観円の違背行為であった。

この寂仏と観円が「号御家人」したとされる期間において、生西の悪党行動が休止していたことは、彼らの行動が生西に与するものであったことを意味するのではなからうか。

宮田荘の公文職には在地有力者層が任じられたことを勘案すれば、生西も観円等も在地有力者であったと考えられる。宮田荘にとっても不可欠であった大山荘との互助的関係が停止している状況を踏まえれば、彼らが協調的な行動をとったとしても不思議ではなからう。そもそも荘園領主近衛家による宮田荘支配は、在地有力者である荘官層が主導していたと推測される。つまり近衛家をはじめ預所の進藤氏も宮田荘の現地状況を把握していたとは考え難く、実際に大山荘との互助的関係の回復に努力することはなかった。この結果、在地荘官層の不満が蓄積されたのであろう。

さらに大山荘地頭中沢基員が、宮田荘木乃部村の代官を宮田荘内で殺害するという、隣接荘園間で発生した問題としてはきわめて重度な問題に対し、近衛家は有効な対応策を示せなかった。そればかりか基員の術中にはまったあげく、ついには敗訴してしまったのである。近衛家が敗訴したとされるのは正安二年(三三〇)のことであり、この翌年に生西は最初の悪党行動をとっている。少なくとも生西の「号御家人」という行為を含めた悪党行動は、荘園領主として無策な近衛家に対する抵抗運動であったといえよう。そして在地有力者としての生西の主張が妥当であったが故に、現職荘官達も生西に同調したのではなからうか。<sup>(72)</sup>

一方で中沢氏は、六波羅探題内部に「縁」の網を張り巡らせることにより、訴訟の際における自らの立場を安定的なものにしていった。その結果、宮田荘との間で発生した代官殺害事件に勝訴し、一層重層的な「縁」の形成を計

ったのである。そして宮田荘に対して「大袋事件」という、より露骨な形で干渉し、こうした明らかな犯罪行為についても六波羅探題における評定を恐れることはなかったのである。

在地有力者層にとってこうした状況は、庇護者としての実力がどちらにあるかという点を明確に指し示すことになったに違いない。彼らにとって近衛家はもはや頼るべき領主ではあり得なかったのである。彼らの「号御家人」という行為は、「本所違背」というよりは「本所否定」ともいえるべき行為であった。生西の悪党行動と観円等の御家人役を望む行為は、在地住人の代表者でもある在地有力者層による、一連の「荘園領主排斥運動」であったと位置づけることができるのである。<sup>(73)</sup>

#### 註

- (1) 田中稔「丹波国宮田庄の研究」(『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館一九九一年)など。
- (2) 宮田荘内の混乱とその意義については、別稿「丹波国宮田荘の悪党事件」(藤木久志編『続・荘園と村を歩く』(仮称)校倉書店 二〇〇四年刊行予定)で考察したので、合わせて参照いただければ幸いである。
- (3) 正和五年一〇月日宮田荘雑掌愁状案(『鎌倉遺文研究』第一三三号所収予定「丹波国宮田荘関連史料」近衛家文書中の「鎌倉遺文」未収文書「二六号文書。以下「遺文研究二六」のように略記する。)割書中の割書は「」で括弧した。
- (4) 御成敗式目第三条(『中世法制史料集 第一巻』岩波書店 一九五五年)など。
- (5) 田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(前掲註(1)著書所収)や網野善彦「中世荘園の様相」(『塙書房 一九六六年』)など。
- (6) 「荘園公領制再編成の一前提」(『日本社会の史的構造 古代・中世』思文

閣出版 一九九七年)

- (7) 「御家人制の周縁」(『古文书学研究』第五〇号 一九九九年)
- (8) 前掲註(6) 橋本論文及び高橋典幸「武家政権と戦争・軍役」(『歴史学研究』第七五五号 二〇〇一年)
- (9) 嘉元三年一月日宮田莊雜掌訴状案(遺文研究一〇。「鎌倉遺文」に未紹介という点を勘案して字配りは原本通りとしたが、使用文字は原則として常用漢字に改めた。以下同様。)
- (10) 前掲註(3)
- (11) 嘉元四年一〇月四日宮田莊代官注進状案(遺文研究二二)に生西は「前公文」とあり、彼が莊官であった時期があることを知ることが出来る。
- (12) 文保二年三月二四日丹波国宮田莊公文觀岡起請文案(『兵庫県史』史料編中世八「近衛家文書」二九。以下「県史二九」のように略記する。)
- (13) 前掲註(2) 論文参照。
- (14) 小塩康眞「丹波国宮田莊における諸問題」(『皇學館史学』九)
- (15) 前掲註(11)
- (16) 嘉元四年五月二九日宮田莊雜掌注進状案(遺文研究一五)
- (17) 嘉元三年二月一三日宮田莊放火検見書(遺文研究一一)①など
- (18) 貞応二年九月一三日鎌倉殿御下知状案(遺文研究二)
- (19) 前掲註(1) 田中論文でも、両者は同一人物と推定されている。
- (20) 文保元年三月七日関東下知状案(遺文研究二七)
- (21) 前掲註(12)
- (22) 文保二年三月一四日宮田莊公文職安堵状案(遺文研究一八)
- (23) 文保二年三月二四日宮田莊下司職安堵状案(遺文研究一九)
- (24) 前掲註(2) 拙稿
- (25) 徳治三年五月二八日丹波国大山莊用水契状(『鎌倉遺文』第三〇卷二三二七〇号、以下「鎌遺三〇―二三二七〇」のように略記する。・徳治三年五月二八日丹波国大山莊用水契状案(鎌遺三〇―二三二七一)
- (26) 永仁三年三月八日中沢基員請文案(鎌遺二四―一八七七四)・永仁三年三月八日中沢基員分田坪付注文(鎌遺二四―一八七七五)
- (27) 欠年月日丹波国宮田莊雜掌申状(県史二八)。なおこの事件の背景には、大山莊内に逐電した生西の存在があったかもしれないが確証はない。
- (28) 期間を永仁三年の地下中分以降に広げれば、中沢氏は正安四年宮田莊に濫責を加えている(正安四年三月二四日伏見上皇院宣案(県史二四)など)。
- (29) 前掲註(1)
- (30) 「諸大夫と撰関家」(『日本歴史』三九二号 一九八一年)
- (31) 「近衛家領丹波国宮田莊の預所職について」(『皇學館論叢』二四二―一九九一年)
- (32) 建長五年一〇月二一日近衛家所領目録并相伝系図(県史二)
- (33) 吉村亨「近衛家領研究序説」(『中世日本の歴史像』創元社 一九七八年)
- (34) 近衛家による所領支配についての研究史整理は、菅原正子「中世公家の経済と文化」(吉川弘文館 一九九八年)・金井静香「中世公家領の研究」(思文閣出版 一九九九年)など参照。
- (35) 莊名の左肩の記載は「莊園群」をさす(川端新「撰関家領莊園群の形成と伝領」上横手雅敬監修「古代・中世の政治と文化」思文閣出版 一九九四年)。
- (36) 調子莊と下毛野氏との関係については、特筆しない限り「長岡京市史」(本文編一)を参考とした。
- (37) 「康平記」康平五年正月一三日条
- (38) 「猪熊関白記」正治二年正月一〇日条
- (39) 「調子家系譜」(『長岡京市史』資料編二)
- (40) 武守の父武成にも「散所」の註が付されている。
- (41) 前掲註(32) 及び年月日欠近衛府生下野毛武清申状(鎌遺一九―一四二二)
- (42) 「貞信公御記抄」巻五(『天理図書館善本叢書』四二)
- (43) 「中右記」嘉保元年三月一日条

- (44) 『兵範記』仁平三年三月一日条
- (45) 前掲註(18)
- (46) 弘安元年一〇月日丹波国宮田莊雜掌申状案(県史五)
- (47) 弘安元年一二月日丹波国大山莊地頭中沢基員陳状案(県史七)
- (48) 建治二年一二月三日中沢基員書状案(県史二)
- (49) (建治二年)一二月一五日丹波国守護代捧田内光運書状案(県史三)
- (50) 建治二年一二月二日六波羅御教書案(県史四)
- (51) 弘安二年四月日丹波国大山莊地頭中沢基員書状案(県史一〇)
- (52) 正安元年六月五日若狭国太良莊百姓等申状(鎌遺二六一―二〇一三九号)
- (53) 永仁元年一二月日丹波国宮田莊雜掌円全申状案(県史一五)
- (54) 永仁二年一二月日丹波国大山莊地頭中沢基員陳状案(県史一六)
- (55) 細川重男『鎌倉政權特宗專制論』(吉川弘文館 二〇〇〇年)
- (56) 佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会 一九七二年)
- (57) この訴訟の経過に関しては、前掲註14小塩論文が詳しい。
- (58) 永仁六年六月日丹波国宮田莊雜掌相違重申状案(県史一八)
- (59) 永仁四年一二月日丹波国宮田莊雜掌相違重申状案(県史一七)
- (60) 前掲註(54)
- (61) 前掲註(51)
- (62) 前掲註(59)
- (63) 正安二年四月日丹波国宮田莊雜掌円詮庭中申状案(県史二二)
- (64) 永仁六年七月日丹波国大山莊地頭中沢基員重陳状案(県史一九)
- (65) 『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集
- (66) 森幸夫「六条八幡宮造営注文の「在京」について」『古文書研究』四八  
一九九八年
- (67) 『経俊卿記』建長六年八月五日条
- (68) 森幸夫「六波羅奉行人の出自に関する考察」『金沢文庫研究』三〇九号  
二〇〇二年

- (69) 前掲註(14) 小塩論文
- (70) 前掲註(27)
- (71) 前掲註(70)を基本史料とし、前掲註(68)森論文を参考に作製。特に六波羅探題の奉行人の中に縁者が多いことは、奉行人として新参といえる齋藤氏が、政略的に姻戚関係を形成していったであろう事を伺わせる。
- (72) ところが理由は定かではないが、文保二年(一三一八)観円等は近衛家支配の枠組みに戻ることが承知する(前掲註(12))。「本所違背」行為の当事者を荘官に再任せざるを得ない点に近衛家支配の脆弱さが露呈しており、観円等の在地における相応の立場が再認識される。しかしこれは、宮田莊における在地有力者層の分裂を意味しており、あくまで近衛家支配に抵抗する生西は元亨三年(一三三三)、最後の悪党行動に出ることになる(元亨三年八月日宮田莊雜掌注進状案(遺文研究三〇))。
- (73) 「号御家人」という行為について、高橋典幸氏の一連の仕事(前掲註(8))論文の他「鎌倉幕府群生の構造と展開」『史学雑誌』一〇五―一九九六年)などとの関連から一層の考察が必要であるが、この点については今後の課題としたい。